

## 「芸能従事者の安全衛生と労働加重性の実態」

全国芸能従事者労災保険センター理事長・俳優（報告者）森崎めぐみ

### 芸能従事者の特殊性

令和3年度労災補償保険法の改正により特別加入労災保険を適用された芸能実演家と芸能製作作業従事者(スタッフ)の総称を「芸能従事者」と本報告では定義づけする。

芸能従事者は業務委託を受けて働く雇用類似であるため、社会保障は前述の特別加入労災保険以外は一切ない<sup>i</sup>。発注主に労働法令が適用されず、さらに建築業を上回る重層下請構造(図1)があり、安全衛生管理や契約内容が過度に曖昧である。口頭契約や契約書の不存在も多く、収入につながる著作隣接権の帰属や利用許諾の内容も曖昧になるケースが多い。

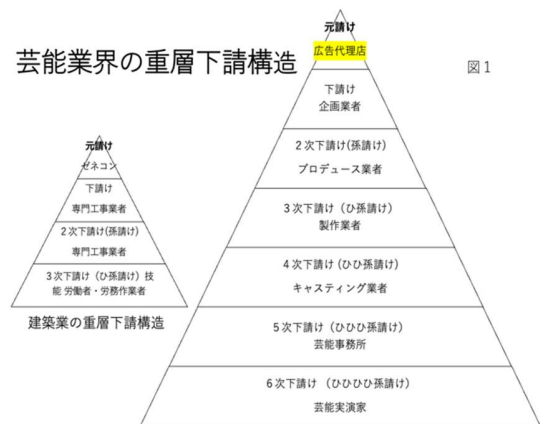


図1

## 第1 芸能従事者の実態

### 1 雇用類似の労働者性のリスク ―法的保護はないが労働者性は高い―

企画制作者や監督からの演出上の指示が多岐に渡り数多く、準備や稽古期間に加え、撮影時の待ち時間などの時間的拘束が長く、仕事が終わるまで際限がない。報酬は相場や明確なランク制度がなく経済的従属性が強いなど、多方面でリスクが高い。

雇用労働者にあつて芸能従事者にはないものは、次のものが挙げられる。1.労災補償<sup>ii</sup> 2.失業保険 3.傷病手当 4.休業補償(被災時の療養休暇・産休・育休・介護休暇) 5.事故責任者 6.安全衛生管理責任者 7.公的相談窓口<sup>iii</sup> 8.有給休暇 9.ハラスメント防止措置 10.メンタルケア(ストレスチェック、カウンセリング窓口)、他。

### 2 事業基盤・生活基盤の脆弱性

調査によると10年以上にわたり年収300万円以下の芸能従事者が5割以上いるが<sup>iv</sup>、こ

の年収はアルバイト収入を含んでおり、兼業副業する人が多い。国家の経済状況や流行による需要量で仕事量が推移するため収入が不安定である上に、永続的に自己研鑽や身体訓練、高額の楽器や道具などの管理費は恒常的に支出せざるを得ず、生活費まで脅かされる。

通勤形態は、仕事先(劇場・スタジオ・ロケ場所等)は日々異なり、移動が多く、通勤災害が多い【約6割】<sup>v</sup>。工作中に被災した場合、労基署の調査で実態が労働者と認められなければ、治療費と復職までの休業補償は自己負担になる。重篤な死傷事故でも同様に扱われるケースが多い<sup>vi</sup>。契約が曖昧なため、コロナ感染防止時のキャンセル補償すら、ほぼ無い。

#### コロナ禍のアンケートの声<sup>vii</sup>

「先が見えず、職業を否定されているように感じています」「お金が欲しい。生活が苦しい」「相当疲れてきました」「もうわけがわからない、というのが本音です。対策しても追いつかないです」「この先の生活の不安。芸能関係の仕事、というだけで世間からの批判をくらう」

### 3 安全衛生の実態

制作費が減少すると、事故対策や安全衛生にかかる経費は優先的に削られてしまうため、芸能従事者に負担がかかっている。<sup>viii</sup>

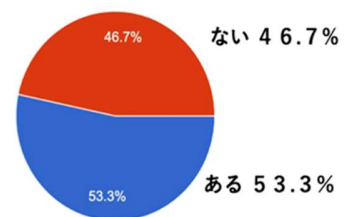
- ・トイレがないことがあった【9割以上】
- ・更衣室がないことがある【8割以上】
- ・睡眠時間【6時間以下5割以上、4時間以下4.5%】
- ・仕事の現場の食事で食中毒になった又は見聞きしたことがある【約4割】
- ・工作中にハラスメントを受けたことがある【5割以上】(被害後4人に1人が仕事を辞めている)

アンケートの声「衣装の着脱のしにくさからトイレにあまり行かないようにして本番中に足がつる。ということが何度あります」「楽屋などに(トイレが)あれば、すごく助かります」「ライブハウスに出演者・スタッフ用のトイレがないと困る。本番直前にお客さんとトイレで顔を合わせるのは気まずいし、よくない」

芸能従事者のメンタルの問題は公的相談窓口がないためか、精神保健福祉士や臨床心理士、心理カウンセラーとの接点がなく、精神医療を受けづらいことに改善の余地が多大にある。

- ・ストレスをかなり感じている、少し感じている【97.4%】
- ・仕事が原因でこのままでは生きていけないと思った【5割以上】

7. 仕事が原因で「このままでは生きていけない」と思った事がありますか  
317件の回答



## 第2 労働の加重性

厚生労働省に提出した54の事故例<sup>ix</sup>の通り、芸能従事者の労働災害は凄惨で深刻である。また令和2年度経済産業省「映画制作現場の適正化に関する調査報告書」には、適正化を検討した1日の労働時間が「休憩を1時間挟んで13時間」とされており、実現すると1～2割のコスト増になると懸念が呈されているが、13時間とは常識的に適正な労働時間ではない上、従来、人件費を低コストに抑えていることが露呈している。このように過重労働が常態化した結果、近年下記のような被災者が頻発している。

#### **例1) 被災して廃業したベテラン俳優**

2017年1月約60年俳優業を続けてきた俳優Oさん(当時79歳)が、電車とバスで4時間の距離のロケ撮影現場に単身で赴き、最低気温マイナス4度の日の日没後、暖房のない車内で1時間以上待機を指示された後、転倒する演技の撮影中に、大腿部転子部骨折をして2度手術したが、歩行困難になり、廃業した。

#### **例2) 過労自死した未成年アイドル**

2018年地元で芸能活動をしていた愛媛県のOさん(当時16歳)が、通常の芸能活動以外にも、早朝深夜の活動、売り子業務、営業活動の同行、私生活での頻繁な連絡などによって過重労働となっている中、芸能活動等を契機に自死した(現在、訴訟係属中)。

#### **例3) 世界中からインターネットで誹謗中傷され自死したプロレスラー**

2020年テレビの恋愛リアリティ番組にレギュラー出演していたKさん(当時22歳)が、番組による誹謗中傷を煽る演出を契機に、TwitterなどのSNSで不特定多数から中傷を受け自死した。精神的なケアやプライバシー等のない環境下での出演や本人が望まない過剰な演出を強いられ、適切な報酬も支払われていなかったとされている。

### **第3 コロナの影響に対する海外の懸念**

1980年ユネスコ国際教育機関の芸術家の地位に関する勧告発出時すでに日本の芸能従事者の待遇に警鐘が鳴らされていたが、コロナの影響が、平時の加重性に追い打ちをかけることを懸念して国際3大芸能団体(FIA 国際俳優連合<sup>x</sup>・FIM 音楽家連盟<sup>xi</sup>・UNI-MEI メディアセクター<sup>xii</sup>)から厚生労働大臣へ要望書が出された。

■ 2020年3月12日「**新型コロナウイルス感染症の緊急対応が、元来生活基盤の弱い日本の芸能実演家を破壊しかねない影響があることに関する声明** (STATEMENT ON THE CATASTROPHIC IMPACT OF EMERGENCY HEALTH MEASURES TO CONTAIN THE CORONAVIRUS OUTBREAK ON THE ALREADY PRECARIOUS LIVELIHOODS OF

PERFORMERS IN JAPAN)」

■ 2020年10月30日「日本の芸能界と文化芸術に携わるフリーランス芸能従事者の絶望的な状態について (DESPERATE STATE OF FREELANCE WORKERS IN THE ARTS AND ENTERTAINMENT SECTOR IN JAPAN)」

#### 第4 改善のために

##### 1 契約実態の証明ツールの開発

タイムカード等による労働時間の管理はされていないが、古くから撮影スケジュールを詳細に記載している「香盤表（こうばんひょう）」をデジタル化して見える化すれば、契約下の労働実態が証明できる。ウーバーが使用しているアプリでの都度契約と労働実態の証明は、芸能従事者に応用可能なはずだ。さらに撮影後の放送日、再放送、二次使用の情報を追加すればコンテンツと労働を紐付けて透明化できる。ハリウッドなどでは俳優が高額な報酬を得るが、それは手待ち時間や残業代を正確に定義し、適正な対価を得た結果である。契約実態の証明は報酬体系の形成に繋がるため、事業基盤を整えるのに必要である。

##### 2 ハラスメント対策とメンタルケアの推進

欧米諸国では制作者がハラスメント防止の行動規約(Code of Conduct)に署名し、行為者はカウンセリング代金を支払う。国内で企業に課せられたストレスチェックや監査は、50人以上の芸能従事者の製作チームにも必要と考えられる。非日常的な実演の終了時のメンタルサポートなど専門性のあるカウンセラーの育成や、相談窓口の常設が不可欠と考えられる。

##### 3 ポータブルトイレの設置

建築現場で常設しているポータブルトイレの導入は喫緊に必要である。日常的に実演家が衣装を着替えスタッフが黒装束に扮するため更衣室を兼ねた移動車などの開発もすべきである。

##### 4 自死の予防

芸能人の自死は社会的影響が大きく、連鎖して後追い自殺を生んでいる。自殺防止研修の開催や自殺報道の適切化を推進すべきである。

#### おわりに…

芸能従事者は特殊技能を持つ雇用類似労働者でありながら、旧態然とした体制が綿々と続き抜本的な改善がなかった。現在政府から多様な働き方が推奨され、フリーランスが増えるのに反し、芸能従事者は減少し、後継者問題になっている。文化継承と芸能産業の存続のためにも、芸能従事者の健康と安全の確保と推進に向けて、早急な立法の必要性が認められる。

- 
- <sup>i</sup> 2001 年 4 月の改正により任意で特別加入労災保険に加入する芸能従事者にのみ適用。保険料は自己負担。
- <sup>ii</sup> <sup>i</sup> に同じ。
- <sup>iii</sup> 2020 年 10 月第二東京弁護士会が厚生労働省から受託して「フリーランス・トラブル 110 番」ができた。
- <sup>iv</sup> 第 10 回芸能実演家・スタッフの活動と生活実態調査 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会〔芸団協〕
- <sup>v</sup> <sup>ii</sup> に同じ。「芸能実演家とスタッフのケガや事故に関する実態調査アンケート」
- <sup>vi</sup> 厚生労働省労働政策審議会第 88 回労働条件分科会労災保険部会資料 1「②芸能従事者の事故例」死亡 24 名、休業 36 名以上、廃業 3 名。
- <sup>vii</sup> 「文化芸術に携わる全ての人の《自粛 10 か月経過》現況とコロナの影響に関するアンケート」調査主体:演劇緊急支援プロジェクト(5378 回答)
- <sup>viii</sup> 「芸能従事者の実態調査アンケート vol. 1～音楽編～調査主体:全国芸能従事者労災保険センター。
- <sup>ix</sup> <sup>ii</sup> に同じ。
- <sup>x</sup> **FIA 国際俳優連合** 1952 年英仏で設立。現在世界約 70 カ国に広がる芸能人の労働組合、ギルド、協会の約 100 団体に属する数十万人の俳優を代表する NGO。本部はベルギー。
- <sup>xi</sup> **FIM 国際音楽家連盟** 1948 年設立。世界約 65 カ国のプロの演奏家の労働組合を代表する NGO。WIPO(世界知的所有権機関)、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)、ILO(国際労働機関)、欧州機関、欧州評議会などと連携している。本部はベルギー。
- <sup>xii</sup> **UNI-MEI メディアセクター** ユニ・グローバルユニオンのメディア・エンターテインメント・芸術部門は、世界中のこの分野の 45 万人以上のクリエイターや技術者などが属する約 170 の全国労働組合とギルドを代表する国際ユニオン。本部はベルギー。